

# むらみ

第34号 平成3年1月16日  
「新年号」



会津東部ほ場整備

福島県土地改良団体職員連絡協議会

目次

一、新年の御挨拶……………福島県土地改良事業団体連合会  
会 長 伊 東 正 義

二、新年の御挨拶……………福島県土地改良団体職員連絡協議会  
会 長 大 森 哉

三、機関紙の使命を理解して……………  
会 員 交 流 の 場 を 活 用

(1) 換地業務に携わって二〇年……………根 本 彬  
多くの友人知人が出来ました  
(大熊町土地改良区)

(2) もうひとつの水……………森 久  
湿気の効用……………(安達疏水土地改良区)

(3) 換地について……………佐 藤 正 雄  
調整には忍耐を……………(会津高田町土地改良区)

(4) 女の三原則について……………斎 藤 紀 代 子  
女性とは素晴らしい生物……………(福島市土地改良区)

(5) 今年の抱負……………佐 々 木 多 恵 子  
充実のある年に……………(安達町土地改良区)

(6) 私の十七年間……………鈴 木 健 一  
ミニ牧場のような土改区で……………(大玉土地改良区)

(7) 今思っていること……………後 藤 美 智 子  
何かをみつけて学んでみたい……………(福島市土地改良区)

(8) 羊の初夢……………鈴 木 賢 一

(9) 年頭に思った事……………渡 辺 洋 子  
一回り大きな人間に……………(土 地 連)  
(羽根を得たとき……………(布藤堰土地改良区)

(10) 二十一世紀へ向けての農業……………山 口 一 夫  
地域農業の課題に……………(土 地 連)

(11) 羊年にあたり……………小 池 敏 治 郎  
山積みする問題に対処して……………(土 地 連)

四、土地改良区の運営と役員……………大 島 孫 三 郎  
職員からの員外役員登用も……………(土 地 連)

五、県外研修……………事 務 局

六、小田奈良須両池土地改良区における……………事 務 局  
利用調整(多目的使用)について

七、土地改良施設の管理に対する損害賠償事件について……………事 務 局

八、土地改良区資料について……………事 務 局

九、地域農業の将来に関するアンケート調査より……………事 務 局

一〇、会員名簿……………事 務 局  
平成三年一月一日現在

一一、「表紙」県営ほ場整備事業……………事 務 局  
会津東部農業基盤整備事業概要

一二、編 集 子……………事 務 局

新年の御挨拶

福島県土地改良事業団体連合会

会長 伊 東 正 義

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には希望に満ちたお正月を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年二月には、衆議院議員選挙が行われ皆様方の御支援により、立派な成績で当選出来ましたこと厚く御礼申し上げます。

平成三年度の政府予算対策には、皆様方の代表より陳情を頂き予算の獲得に努めて参りました。今後の予算編成にあたっては、皆様方のご期待に沿うよう頑張りますのでご安心を願います。

昨年は、内外共に厳しい年を迎えたわけでありませう。参議院選の惨敗から、平成二年度の予算成立が大幅におくれる結果となり、土地改良事業の実施に影響があったことと存じます。

ご承知のとおり、国際的にはイラクのクエート進攻があり日本の国際

新年の御挨拶

福島県土地改良団体職員連絡協議会会長 大 森 哉

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方には希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年二月には衆議院議員選挙が行われ会員各位の多大の応援を頂き土地連会長伊東正義先生を最高点で当選出来ましたことを厚く御礼申し上げます。

七月には石川町母畑温泉八幡屋会議室において来賓多数のご出席のもと平成二年度の通常総会を開催し、十七名の永年勤続会員を表彰出来ました。続いて研修会におきましては高齢化社会の問題を含め政治、経済、社会情勢の講演と土地改良区における損害賠償の事例と現地研修を実施することが出来ました。

るわけであり、我が国の将来のためにも最も大事なことで、政治改革本部長として一層の努力をいたす所存でありますので変わらぬ御支援をお願いいたします。

いします。最後にになりましたが会員皆様方の益々の御発展を祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

又、本年度始めて計画した協議会独自の県外研修を岩手県水沢市胆沢平野土地改良区におきまして充実した有意義な研修を実施出来ましたこと参加者一同から貴重なご意見を寄せられました。土地改良区の事業内容によって、それぞれの違いがあっても混住化等による水質汚濁の問題など共通するなやみも多く大変勉強になったことと存じます。私共土地改良区職員はこうした勉強の機会にはめぐまれないので引き続き研修を開催出来ませう幹事会で検討して参りたいと思っております。このようなことで本協議会の運営につきましても、会員各位の御理解を賜り親睦と資質の向上に努めることが出来たものと確信しております。本年も会員の社

会的地位の向上と土地改良事業の発展に微力ながら寄与して参りたいと思ひますのでより一層のご協力をお願い致します。私事で恐縮ですが昨年の県外研修におきましては私の不注意から最後まで同行出来ず皆様方にご迷惑とご心配をおかけしましたこと心からお詫び申し上げます。お陰様で体の方も順調に回復しておりますのでご安心下さい。

最後になりましたが皆様方の益々の御発展とご多幸を祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

謹賀新年

新春を寿ぎ会員各位の御発展をお祈りいたします。

顧問	鈴木 和五	土地連	幹事	鈴木 和意	磐梯西部
“	佐藤 芳久	専務理事	“	佐藤 正雄	会津高田町
参与	野崎 直美	農林課	“	阿部 護郎	門田堰
会長	大森 哉	矢吹	“	小林 甫	昭和田村
副会長	佐原 正秀	会津北部	“	渡部 公三	只見町
“	佐間 和子	相馬市	“	酒井 京子	広野町
“	蛭田 昭八	土地連	“	柳内喜久子	小いわき町
幹事	菅野 常雄	東根堰	“	石川 良男	土地連
“	石幡 信知	伊達西根堰	“	三浦 康司	“
“	根本 博	安積疏水	代査員表	橋本 幸一	多郡山野市
“	瀬谷 輝勝	母畑地区	監査員	鈴木 尚	熱塩加納村
“	佐藤 匡孝	塙町	“	志賀 秀栄	大熊町

皆様あげましておめでとうございませう。年頭にあたり会員各位の御健康と御発展を祈念いたします。

本連絡協議会の会員は四一〇余名であり、このような大勢の人が一同に会することは困難である。その為にも機関紙「むつみ」は会員の交流

機関紙の使命を理解して

事務局

の場として総会以上に会員が自由に意見や主張を述べる最もよい機会と思ひます。役員や事務局だけで編集する機関紙では本当の意味がない。前号の「編集子」で心の準備を呼びかけ十一月三十日新しい一年への抱負や意見を平成二年度永年動続表

換地業務に携わつて二十年

大熊町土地改良区 根本 彬

平成二年七月十二日土地改良団体職員連絡協議会の総会におきまして、永年動続者として表彰されましたことは、これ偏に会員の皆様のご指導の賜ものであり、身に余る光栄と存じ厚くお礼申し上げます。顧みますと、私が昭和四五年土地改良区に勤務以来換地業務に従事し二十年の間、に農業構造改善事業二地区、県営ほ

またうま味という中には、水を多く使つて汁をつくり、その味を出すことが含まれていることが多いという。日本人は湿気のあるものに心をなごませる。庭に水をまいて喜び、湿気からできてくる苔をみては喜び欧米人からすれば変な民族ということに

換地について

会津高田町土地改良区 佐藤 正雄

皆様 新年おめでとうございませう。月並みな言葉になりますが、会員の皆様には、今年も新たな抱負を胸に新年を向かえられたことと思ひます。御承知の通り年々農業情勢は、激しさを増しております、私たち農業団体に勤務する者にとつても先行きに少なからず不安を感じざるを得ないものを考えます。

さて、話は変わりますがこれからお話を申し上げますのは、タイトルにもあります通り、圃場整備事業の中でも一番難しい(少なくとも私はその様に考えております。)換地問題についてお話ししたいと思います。つ

い最近も換地についての意義申し立てが(書面上は変更一時利用地指定に対する意義申し立て)知事宛てに提出されまして、その処理に当たっては、会津南部圃場整備事務所の担当者並びに当土地改良区の職員、更には地区の役員の方々に大変な苦勞をお掛けした次第です。

換地が最後の問題として残る点は、工事の問題処理的な解決方法は一切取れない(飽くまでもその処理については、妥協の産物である点が工事とは違ふと考えます。)但し換地問題についても最後は人と人との駆け引になる訳ですが、接点が旨い具合に

もうひとつの水

安達疏水土地改良区 森 久

水田耕作にとって、水は大切なものである。我々疏水に携わる者にとって水を引くことの苦勞は大変なものである。我田引水の意味も身をもって理解している。無駄にする水は、一滴もないという認識が強い。しかし、仕事から離れ、水をいろいろな角度からみてみると面白い。世の中には無駄にみえる水の使い方も多い。

例えば、打ち水というのがある。玄関などに水をまくことであるがあれはどうも、欧米人には理解できないらしい。きれいに乾燥しているところに水をまいて濡らすとは何事かということになる。しかし、ある学者に云わせると、あれは水のもつ湿気によって、人間関係を潤し、溫柔なムードづくりに役立っているという。

噛み合えば意義申し立ては解決した  
ことになりました。

換地は多分に感情的には色合が強く出て来ます。意義の申し立てを行なう場合は必ず他の人と比較します。これは一定の枠の中で(完成した圃場の中で)比較検討するため止むをえないことと思います。

何れにしても換地問題は常に相関関係に有る訳ですから、双方(意義申し立て者並びに地区委員)の意見を聞いて判断しなければなりません。また地区全体を見ながら総合的な判断をしなければなりません。

前置きが長くなってしまいました。が、要するに人間最大の欲望である物欲を満たしてやらなければならぬ

いのですから、これ程難しいことは他に無いといっても過言では無いと考えます。

意義申し立てに於ける調整の中で一番心配なこと(一番恐れること)は地区委員の人が調整役を降りて(役員を辞めてしまう)しまうことです。これは調整役が居なくなってしまうのですから、地区委員や土地改良区の職員が幾等本論の話をしようとしても空回りをするだけで一向に先に進まなくなります。双方の言い分を聞きながら又、感情を害さないように話を進めなくてはならないのですから、誠に厄介な仕事といえます。一に忍耐、二に忍耐、胃袋がキリキリと痛みます。

### 女の三原則について

福島市土地改良区 斎藤 紀代子

結婚して十九年、土地改良区にお世話になってから十年が過ぎました。五四年に立子山地区では場整備事業が始まりその現場事務に頼まれたのが現在に至っているのですから縁

とは不思議なものです。沢山の人達とめぐり逢い様々な出会いを振り返ってみたいと思います。そこでテーマは女の三原則について、触れてみましょう。三原則とは

## 私の十七年間

大玉土地改良区 鈴木 健一

昭和三十年十二月二四日生まれ。今年三六歳年男です。土地改良区にお世話になり早、十七年になるうとしています。十七年前、昭和四九年四月一日大玉村大山土地改良区職員として採用になりました。当時は、役場の支所がありその片隅に机二つの土地改良区で、私が採用される前は、女性職員(おばちゃん)一人の改良区でした。この年は、県単は場整備事業を行ない換地処分をする大事な時期でした。高校を卒業したばかりの私には判らない言葉が次々と……

組合員の人は父親か、おじいちゃん位の年齢で大変緊張しました。上司に言われるまま面積をたしたり。ひいたり何かなんだかわかりませんでした。

大変な職場に入ってしまったと思いました。小さな土地改良区ですから予算案を作ったり、事業計画を立案したり、組合員から要請があれば

現場へ行ったり全て自分達だけです。まるでミニ役場です。昭和五四年三月三十一日上司が定年で退職しました。今度は、本当の一人です。職員採用からわずか五年無我夢中でした。臨時女性職員(若い女の子)二人との土地改良区の始まりです。上司がいる時とは違い仕事に対する責任感を感じ、毎日緊張の連続でした。二三歳の若さが幸いし、役員さんにとっても世話になり土地改良区の運営はもとより社会勉強は、夜おそくまで市町村を越え指導いただきました。とても感謝しております。それから数年後、役場の支所が廃止になり公民館の事務室へ移転することにになりました。

公民館での改良区は、組合員とのつながりをよりみじかにしました。それは、いままでの改良区は役場の支所があったため、ごく一部の人がかおとずれず、たいがい来る人は苦情でした。公民館に移転してからは、

男の勝手な言い分みたいな感じもしますが……

「一つ、家庭にありては下女の如く働け」

世の女性をなんだとおもっているのか、封建時代そのまんま、しかし女とは本来家庭を守るために、重要な役割を与えられているのではないのでしょうか。目に見えない一本の軸として、活躍しましょう。

「二つ、社会にありては、貴婦人の如く振るまうこと」  
うーん 唸ってしまう。つい性格

## 今年の抱負

安達町土地改良区 佐々木 多恵子

明けましておめでとございませう。

今年で安達町土地改良区に勤務して二十年目を迎えます。

今年の抱負ですが、この二十年間挫折もなくここまで順調にやってこれたので不器用な私としては一つ一つの仕事に取り組んでいきたいと思えます。

が出てしまう。でも相手次第ではそう成りうるかも。今年は背筋を伸ばして、挑戦しよう。

「三つ、寝室にありては娼婦の如く任えよ」

まかせておいてと言いたいが、男性諸君もしっかりして。

以上が我地区婦人部の家庭円満、夫婦円満、の秘訣の合言葉です。女性とは、素晴らしき生物であることを再認識しました。みなさん今年もよろしくお願ひします。

その中でろ過ぎたものがパワーとなって、いろいろなジャンルにチャレンジをし、充実のある年にしたいと思えます。

各種会議や趣味の教室などいろいろな人が公民館へ来られた時に同じ事務所に改良区がおりましたので、ついでにまわり水系関係の話とか、分水関係の昔話など多方面にわたり御指導いただき、大変勉強になりました。

昭和五九年安達太良土地改良区と合併の話が出て役員さんの御努力と組合員の深い御理解によりわずか一年で合併するはこびとなりました。昭和六十年四月一日大玉土地改良区の誕生です。職員数も増えとても

楽しい職場で毎日充実した日を過ごしています。

わずか十七年間ですが、今まで数多くの人と出会い、いろいろな御指導いただき深く感謝しております。これからもより多くの人と出会い常に勉強心をもって仕事に励みたいと思えます。本年、年男になり自分の十七年間をふりかえてみました。最後になりましたが、協議会役員の皆様方と、会員皆様方のお多幸を心よりお祈り申し上げます。

## 今年こそは

福島市土地改良区 後藤 美智子

「この次はどんな季節にお会いしましょうか」と再会を楽しみにして同級会の幹事を引き受けたのが三年前のお盆でした。三年という月日がまたたく間に過ぎてしまったような気がします。

あの時の生き生きとした級友の顔各方面で活躍し、中心的役割を担っている一人一人の自信に満ちている

様子に圧倒され、私も近況報告の最後にこれからの生活の中で、自分のために何かをみつめて学んでみたいと言ったのがつい昨日のような気が致します。

時間だけが容赦なく経っているのに私には何ら変化が無く忙しく過ぎてしまいました。ただ、確実に言える事は、子供達

が羽ばたこうとしている事と、若い人間関係、そして学問のことなど心配な事を言っていると「大丈夫。元氣だよ」の返事に、子供はそれぞれに自分の道を歩んでいる事に安堵し、複雑な心境です。

平成三年は羊年。何回り目かの年女だという事に気付き、新しい年に改めて、仕事を通じ、社会との関わりの中で、まず自分は、どうすべきか何を学びたいかをみつめなおしてみたいと思います。

そろそろ同級会の準備をしなければならぬ時期を迎え、年を重ねるだけで中身の全然変っていない自分に唾然としながら、また手さぐりで送る一年になりそうです。

## 羊の初夢

布藤壇土地改良区 鈴木賢一

羊に羽根をつけると「翔」という字になります。今、赤ちゃんの命名で人気のある名前だそうです。何故それほど人気があるのかわかりませんが「大きく羽ばたく」ことを願う

親の気持があるのでしよう。今年も「羊年」でもあり更に多くの「翔」と名付けられた赤ちゃんが誕生することでしょう。斯いう私の四歳になる長男も「翔太」です。私の場合、

もちろんそうした親の願いから命名したこともありませんが、それはまた自分自身の願いでもありました。

昭和三十年一月十四日羊年、山羊座生、私は何かと「羊」には縁があり自分のことのように思えるのですが、羊から連想するものは従順、臆病、弱者等あまりばつとしません。与えられた環境の中で与えられたものをただ忠実に消化するだけの人間の姿が見えてきます。赤とんぼ羽根を取ったらとうがらしという唄がありました。が「翔」の字から羽根を取っ

## 年頭に思った事

土地連 渡辺洋子

本会に入って、二度目の年女になってしまいました。一度目の時は、第二の人生へ足を踏み入れられ、又、換地から技術へと仕事も変わり公私共に充実した年を送る事ができ、とても良かったと思う。

今年も、技術一課から二課へと仕事も変わり、どんなに小さな事でも一つ一つ吸収し、自分の身に付け、

たらただの羊でしかありません。羽根を得たとき初めて羊はさつそうと輝く「翔」となれます。その羽根とは「勇気」ではないでしょうか。現状に甘んじることなく困難に立ち向かう冒険心。そしてその「勇気」とは与えられるものではなく自らの手でつかむものでしょう。

『大空を自由に「翔」べたなら今まで見えなかった世界が無限に広がっていく……』そんな夢を見ながら羊は今日もまた与えられた草を黙々と食べ続けているのです。

## 二十一世紀へ向けての農業

土地連 山口一夫

新年明けましておめでとうございます。羊年は激動の年と言われますが、今年もまた例年になく農業を取りまく情勢は非常に厳しいものであるが、農業は本県の産業、経済を支えるもので広い県土の各地域で、稲作を中心とした特色ある農業生産が営まれているが、農産物の価格低迷、コメの輸入自由化等の問題をかかえ、それに急速に進展する国際化や高度情報化、消費者ニーズの変化に対応し新産地の育成などを図るためにすぐれた適応力と攻めの農業を余儀なくされており、農業担い手の育成、

備を行うなか生産組織の育成バイオテクノロジを駆使した新品種開発を一層推進し、高速交通網の整備に伴って、首都圏はじめ従来より広いエリアへのPRや消費と提携した農産物づくりも推進し、又、平成五年開港予定の福島空港を活用したフライト農業への対応も期待出来るもので、情報化時代に対応し、市場動向や新しい農業生産技術はもちろん魅力ある潤いのある農村社会づくりを目指すことにより若手労働力を確保することが出来るのではないか。

## 羊年にあたり

県土地連 小池敏治郎

土地改良団体職員連絡協議会会員の皆様、明けましておめでとうございます。皆様には輝かしい初春をお迎えのことと心から、お祝いを申し上げます。昨年は海外に目を向けますと、中東問題、ソ連のバルト三国の独立問題、食料問題又国内に於いては、人手不足、原油価格の動向・金利の状況など景気の先行に不透明感が広がり、農業経営もさらに難しくなると

思われます。平成三年度の土地改良予算を見ますと一、〇九二、八六六〇〇〇千円で前年度対比四・二％の増となっているが、諸問題が山積されていますが、会員の皆様と共に、諸問題に対処して、足腰の強い農業を目指し努力し、効率化を図り、農家経営に役立ちたいと思います。会員皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

## 土地改良区の運営と役員

土地連 大島孫三郎

土地改良区の組織は水利を主体としたところと、ほ場整備等土地改良事業実施のため設置されたもの、それに市町村単位に合併された土地改良区の三つの種別に分類される。市町村の場合、その大半は首長が理事

長を兼ね自治体の職員を兼務させ行政事務の一部として又、農林漁業金融公庫資金の借入れ団体として運営されている。従って経常賦課金も比較的安く、なかには全然徴収していないで行政経費で対応しているところ



ろも見受けられる、一方独自の職員により運営されているところは関係自治体の財政援助(援助のない土地改良区もある)と賦課金の徴収によって賄われている。

土地改良区の正常な運営をするためには、経費が一体どの位かかるのか、維持管理はどうか、補助事業の受入れは可能か、出来れば今後の維持管理に対応すべく適正化事業に継続的に加入する等して組合員の負担軽減を図ることも大切であり土地改良区の実体を総(代)会広報紙を通じて組合員に周知することが大切である。

県内一五四の土地改良区が設立されているが、運営が停止している所謂有名無実の土地改良区がある、これらは理事者の理解を深め自主的に解散するか、他との合併が可能であるか考える必要があると思う。毎年当協議会の会員を定年退職により脱退される人も何人かおられる永年土地改良区の発展に努力されたことに敬意を表するものであるが、各土地改良区においてはそれぞれに定年制を実施されているところが多いように感じられる反面定年制もなく終身雇用のようなところもある。これは

土地改良区の運営に支障が生ずると云うことで現在の雇用形態を継続していると思うが、後継者の育成が図られていないだろうか。土地改良法によれば理事の五分の四は組合員より選出しなければならぬと定められ監事についても二分の一は組合員よりとして残りは組合員外役員(学識経験者)としてその運営に関与することが可能である。因に員外理事の大半は首長が就任されている。

県内の役員のうち組合員外の内しめる割合は理事で六パーセント(就任可能比率二〇パーセント) 監事については二、四パーセント(就任可能比率五〇パーセント)と低い、これは各土地改良区において色々な事情によることで全体的な比率で数字をあげるのには不見識と思うが、土地改良区の運営に必要な人材であれば職員からの役員登用を真剣に考える時ではないでしょうか。他の職場で定年を迎えその経歴を買われ土地改良区に再就職して後進の指導をお願いすることも結構であるがその運営の中核に参画させるならば員外役員として大いにその手腕を振って貰うことを期待したいものである。

※ 役員と職員と兼職禁止は役員

なければ不信任案が出される程、さきの決算総代会は一日で終ってホトした等土地改良区の運営のきびさを披露された。

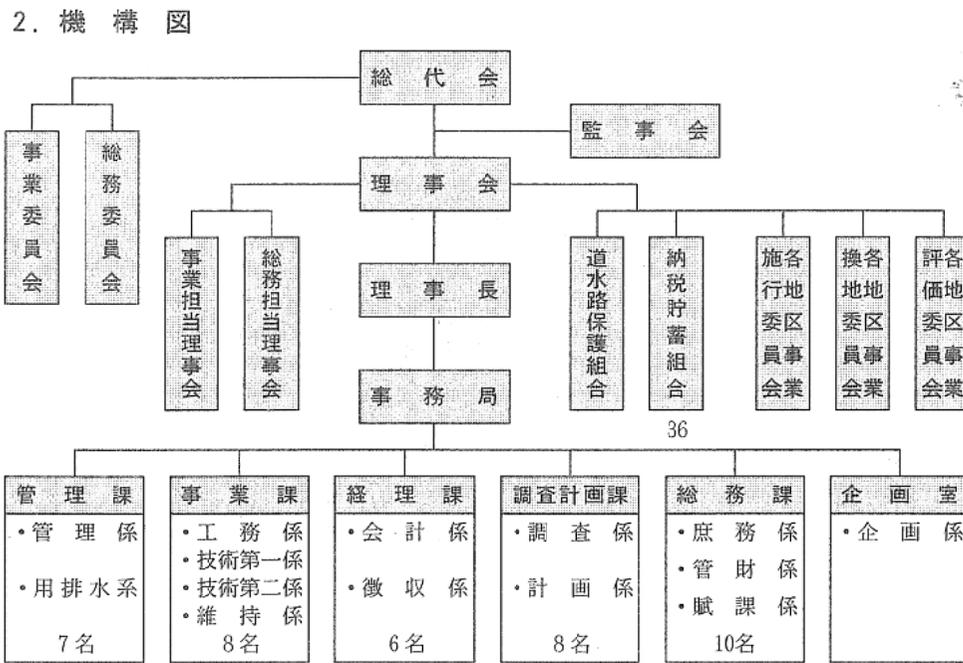
良区、相馬市土地改良区を始めとする各理事長さんのご理解と支部連絡員の方々の協力を頂き四八名の参加申込があり心強くした次第です。研修先に対する質問も事前に会員より聴きたいとお願いましたが一件もなく勝手手前事務局において研修事項を作成し胆沢平野土地改良区理事長あて送付しました。当日は秋晴れの好天気にもぐまれましたが、途中弁当を積み込む頃に時雨に見舞われましたが予定どおり水沢市の土地改良区に到着、理事長、副理事長を始め関係各課長のもと研修を行いました。先づ大森会長の研修の主旨を含めて挨拶し、続いて佐々木理事長が挨拶を兼ね土地改良区の現況について説明された。その中で特に強調されたのは理事会、総代会の運営でした。理事会は年に四十数回開催されることや、総代会には一般質問が行われ予算総代会は九時間会、翌日までまる二日間かけて審議される等活発な運営がなされていることでした。総代は各地方自治体議員、農協理事への登龍門とも云われ比較的若い人が選出されているとのことであり総代会の議長予定者は三日事務局の説明を受け乍ら勉強し

### 改良区の組織・機構

1. 組織 (単位:人)

総代数	監事数	理事数	事務局職員数
87	3	15	40

定員49名



### 3. 賦課面積・組合員数 (単位: ha, 人)

市町名	賦課面積	組合員数
胆沢町	5,173	3,128
水沢市	2,560	2,960
前沢町	1,626	1,642
金ヶ崎町	290	230
計	9,649	7,960

H 1. 4. 1 現在

## 県外研修

本年度の県外研修は、例年実施していた農地等集団化推進協議会との共催をやめ、本協議会独自の研修を実施することが、七月の役員会(幹事、監査員、連絡員)で決定されたわけでありませう。

どおりの日時がとれず、漸やく九月十七日各土地改良区理事長あて会員の参加についてお願いをいたしました。土地連支部を通じ参加者の意向を聞き取りましたが、予定人員には程遠く、来年以降の実施が困難になるのではと心配いたしました。会津北部土地改良区戸の口堰土地改

が同時に土地改良区と雇傭関係にあることを禁止しているのであって、役員がその職務の範囲内で事実上職員の担当する事務を自らとることを禁止するものではない。世間全体が定年制を進めている中で、それに逆行することは他からの批判は勿論、在籍する職員からも不満が出る事であろう。過般土地改良法に関する改正要望の中に、役員資格について農業者年金受給者が土地改良区役員となるための制度改正に「農業者年金受給者に限り員外役員枠を増やすよう」要望されているがそれが実現されるまでは現在の員外役員枠を一律に活用するために定

款を変更してはどうか、特に執行機関(理事会)が弱体な土地改良区においては学識経験者を員外役員として就任させることで、適正が図られるのではないだろうか。農業、農村をめぐる内外の厳しい情勢の中で今後地域の条件を活かし多様な農業経営と農地の多面的利用を考え乍ら、土地改良事業を高度に活用し関係市町村と協力して農村の活性化を図ることも土地改良区の役員に課せられた任務ではないだろうか。旧態依然とした業務の執行は他地区との格差を広げ受益者から遊離した土地改良区とならないためにもより一層のご活躍を祈念したいものである。

### 研修の概要

#### 1 賦課金について

- (1) 経常賦課金(維持管理費を含む) 一〇アール当り三、一〇〇円 徴収率九九、七%
- (2) 事業費に対する賦課金一〇アール当り最高三七、一四二円

#### (内訳)

- ほ場整備 三五、四〇六円
- パイプライン反当一〇〇万円
- 幹線水路 一、七三六円
- 最低 二、四八二円

#### 2 賦課金の未納対策について

- (1) 未納者に対しては毎年滞納処分の認可を受けており四五年程度まで二一〇件の差押を実施した。現在三一名の滞納で四、九一〇千円である

納税組合からの納入率は九七、五%で個人による納入は二%と少い

#### 3 土地改良施設の維持管理について

- (1) 水路の暗渠化による駐車場公園等の高度利用施設はないが円筒分水工の敷地の一部を市民の憩いの場として公園に開放して

いる

- (2) 受益面積五〇ヘクタール以上については幹線水路として土地改良区が直接管理している
- (3) それ以外は道水路保護組合(十七組合)が自主管理をしている年間三五〇万円の補助金を支出している 算出割合(面積七、人員三の割)

#### (4) 直接管理以外は特に委託管理契約は締結していないが草刈作業契約をして刈払機を委託している 委託料 一六〇〇万円

#### 4 施設の他目的使用について

- (1) 浄化槽放流水については許可制をとっておりその審査はすべて理事会議案とされている 審査手数料一件二、〇〇〇円許可時に徴収
- (2) 使用料については水路利用料として毎年徴収している七人槽の浄化槽放流水は五、〇〇〇円となっている
- (3) 家庭用雑排水の流入についても使用料を徴収したいが行政に對しその跳返りが考慮されるので行政より負担の助成を陳情中である

#### 5 関係市町村の財政援助状況

- (1) 維持管理費に対する助成はないが承用排水、舗装事業に対する助成は町七〇% 受益者一〇%の負担である
- (2) 国、県、団体営事業に対する助成は市町村道として認定見込のものは用地費築造費は行政側が負担する
- (3) 用排水路の場合四三% 排水路については五三%それぞれ行政側が負担する
- (4) 災害復旧事業については土地改良区が事業主体として実施して来たが六三年度以降行政側が事業主体となり実務は土地改良区が担当する

#### 6 その他

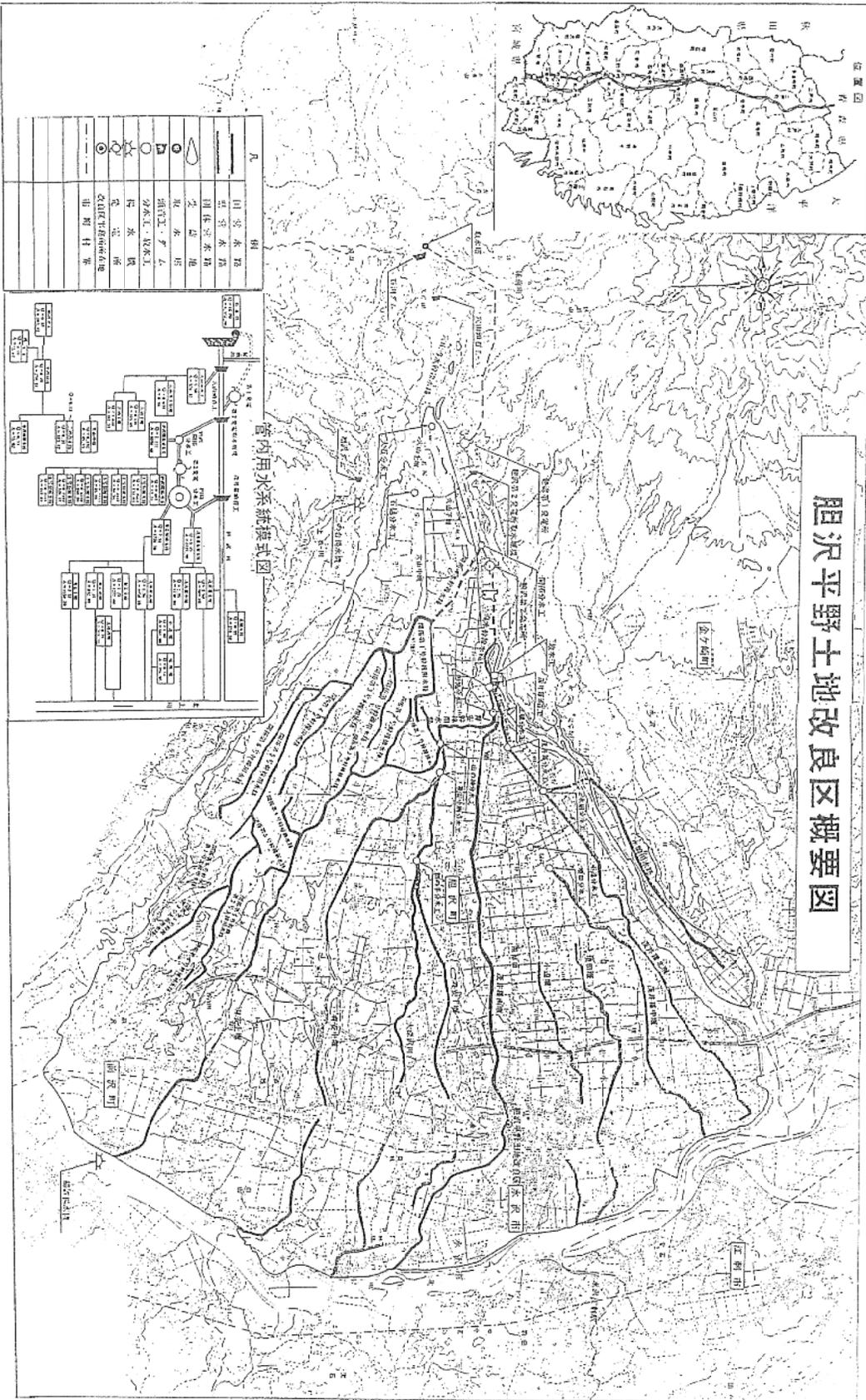
- (1) 土地改良事業によって著しく利益を受ける非農家に対する費用の徴収はしていない
- (2) ほ場整備に反対して地区除外した農家とその事業により利益を受けた場合の費用の徴収はしていないが事業地区委員会において徴収したことがあるが内容については承知していない
- (3) 年間転用される面積は二五ヘクタール位であるが決済金は耕地の場合一〇アール当り八六、〇〇〇円用排水分一八、〇〇〇円である

- (4) 報酬について 理事長(常勤) 月額五一〇、〇〇〇円水沢市を除く三町の助役報酬の平均 副理事長(非常勤) 七〇〇、〇〇〇円理事五七六、〇〇〇円総括監事六一五、〇〇〇円監事五七六、〇〇〇円総代一〇一、〇〇〇円(理事長以外は年額) 外に期末手当て五ヶ月程度を支給

#### 現地研修

用水配分を適性に行うための円筒分水工を係員の説明を受け研修した。以上で予定した研修のすべてを終了することが出来ました。なお研修後一部観光として「みちのく民族村」を計画したが閉館時間がせまり案内出来なかったことを申し訳なく思っております。一八時三〇分研修者一同による反省を兼ね懇親会を開催した翌日水沢市の鋳造工場、げいび浜舟下り等の観光をして帰路についた。

## 胆沢平野土地改良区概観図



# 小田奈良須両池土地改良区における 利用調整（多目的使用）について

## 1 土地改良区の概要

- (1) 事務所所在地 高松市川部町355番地 1
- (2) 設立年月日 昭和32年12月21日 第236号
- (3) 理事長 諏訪博文
- (4) 地区面積 田 883ha
- (5) 組合員数 2,348人
- (6) 施設の管理状況
 

小田池（貯水量1,427千㎡ 堤長1,140m 堤高 9.2m）	}	土地改良区
奈良須池（貯水量1,458千㎡ 堤長 426m 堤高 13.0m）		
頭首工 1ヶ所		
幹線水路 5.2km		
支線水路 約355km		水利組合

## 2 地区の沿革と現状

### (1) 地区の沿革

県都高松市の南西部に位置し、昭和29年10月施行の町村合併促進法に基づき、昭和31年9月30日高松市に合併した地域で地区の東側を南から北に二級河川香東川が貫流している。

地形は平担地で都市近郊型農業を営む水田地帯である。

一方、昭和30年代後半から経済の高度成長に伴う生活様式の多様化、高度化、更に地理的条件から都市化が著しく進展しており、生活雑排水等による農業用水の汚濁は目を見張るものがある。

### (2) 家庭雑排水の処理状況

各家庭→農業用排水路→二級河川香東川

### (3) 家庭し尿の処理状況

浄化槽 90%程度、汲取り 10%程度

### (4) 畜産排水の処理状況

当土地改良区区域内における畜産農家から生ずる污水等については、溜桝等で処理し農業用排水路へ排水されている。

畜舎（畜産排水）→溜桝→農業用排水路→二級河川香東川

### (5) 下水道の整備状況

高松市公共下水道事業計画は昭和49年5月高松流域下水道事業として市街化区域全体を中部、東部、西部の三処理区に分け策定した。昭和50年12月に第二期拡張計画として東部処理区、中部処理区の下水道事業に着手し昭和5年には東部処理区で日量5万人の処理施設の供用が開始された。

しかしながら、小田奈良須両池の区域は西部地域に属し着工の目途も樹っていない。

## 3 農外利用の実状とその影響

### (1) 農外利用の発生の原因とその経緯

当土地改良区においては、昭和47年頃から著しく市街化が進展しており生活雑排水の無制限な排水やゴミの投棄等が行なわれ、農業用水の水質の汚濁、通水障害、ヘドロの堆積、悪臭等の環境悪化を招いている。

このような状況に対応するため当初農外利用については各水利組合が独自で使用料を徴収していた。

## 円筒分土工

胆沢平野の心臓部である円筒分土工は、国営胆沢川農業水利事業の一環として昭和32年施工された。

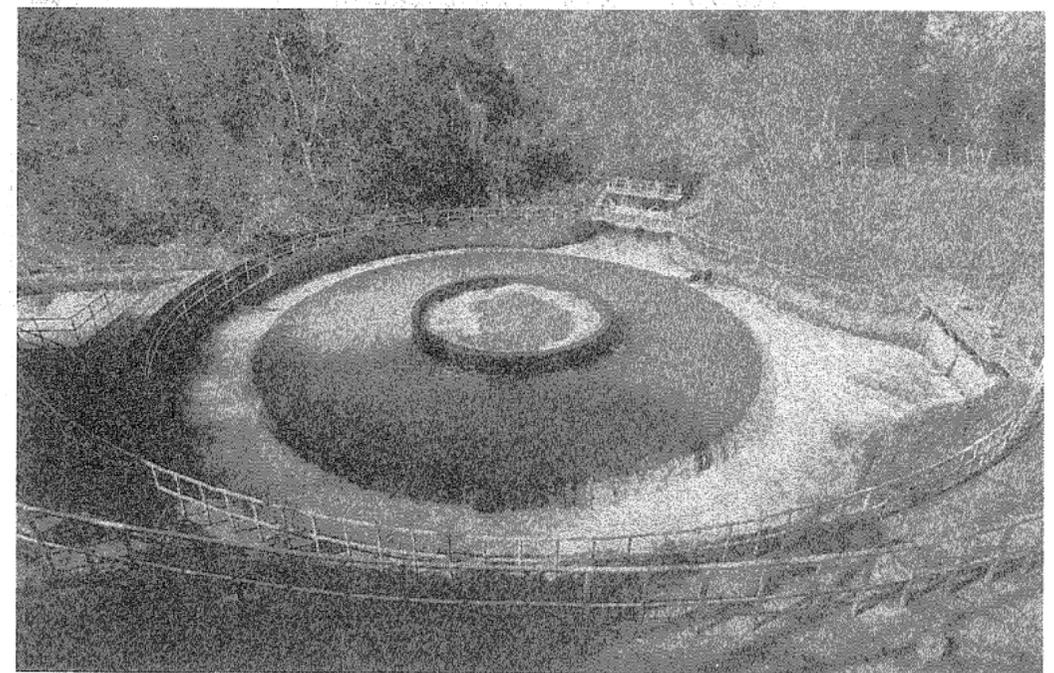
胆沢平野の用水源は、その大半を400年程前から胆沢川に求めていた。しかし、二大幹線水路である寿安堰と茂井羅堰は取水口が近く、また、胆沢川の水量不足から水争いが絶えず、その解決策として採用されたのが円筒分土工である。

円筒分土工は、流水を中心角の割合によって配分し分水量を決定するもので、それまで水争いの絶えなかった寿安・茂井羅両水系の用水を配分するためには理想的な分水方式であった。

昭和39年には、寿安・茂井羅両取水口にそれぞれ水門が完成し、干ばつ時には一方を閉鎖してもう一方へ重点的に配水することができるようになった。

この施設の完成によって、それまで深刻な問題であった水争いは解決された。

分水路名	支配面積 ha	分水量 m <sup>3</sup> /S	分水率 %
茂井羅幹線	2,727.9	5.85	42.5
寿安幹線	4,726.1	7.91	57.5
計	7,454.0	13.76	100



円筒分土工全景

しかし水利組合で、その額がまちまちであったこと、昭和50年前後において土地改良事業がピークとなり地元負担金の増嵩したことに伴い、土地改良区として、昭和52年12月従来の水利組合単位に支部設置を規約で定めるとともに「施設の他目的使用料並びに手数料徴収規約」を定め、昭和56年度から同規定に基づき使用料等を徴収している。

(2) 農地転用及び都市開発行為の動向

昭和47年頃から宅地化が急激に進行し、年間約5haの農地転用が行われてきた、特に市街化区域内及びその周辺地域では住宅団地の開発が顕著であり今後も宅地化が進展するものとおもわれる。

(3) 他目的使用の状況

昭和56年度より農家、非農家を問わず「施設の他目的使用料並びに手数料徴収規定」により、使用料等を徴収することにした。はじめの2～3年間は住民の理解が得られず徴収できない場合がかなりみられたが、住民への周知の徹底、啓蒙により、近年は100%近い徴収がなされている。

昭和60年度より、生活環境施設の多種多様化等の問題に対処するため徴収規定の見直しをし、現在に至っている。

(4) 水路等の機能障害の状況

農業用排水路への家庭雑排水の流入及び生活廃棄物の投棄により、水質の汚濁、藻の発生が生じ、農業用排水路の老朽化が進み、又、通水不良をおこしている。

(5) 員外事務の増大

水路等の維持管理のためのパトロール、他目的使用料の徴収などの事務が増大している。

(6) 管理費の増嵩内容

都市化の進展に伴い、非農家からの生活排水等の流入により管理費用は年々増嵩してきた。

施設の管理については、水利組合が直接あっているが各支部において徴収した施設使用料を維持管理並びに施設の改修の地元負担金に充当している。

(7) 水路浄化のための地域活動状況

土地改良区においては、組合員並びに集落の非農家の人達にも呼びかけ「井出ざらえ」を毎年5月中下旬に実施している。土地改良区は住民全員参加を基本とし、不参加者からは罰金を徴収している。又、水路わきの草刈りは7月頃受益農家により行われている。

環境衛生組合では年間2～3回広報を発行し、水路河川等に対する浄化愛護の啓蒙を行っている。

なお、ゴミ等が多く捨てられる場所には、不法投棄防止のための看板を立てている。

(8) 溢水の内容と状況

豪雨時には溢水していたが団体管かんがい排水事業、単独県費土地改良事業、市単独土地改良事業により、用排水路の改修工事を実施して以降は溢水はほぼなくなっているが、県道三木、国分寺線より下流地域の一部においては溢水がみられる。

4 農外利用について、これまでの市町等との折衝、経緯

(1) 農外利用についての協議は現在のところしていない。

(2) 都市開発行為との調整

宅地造成に係る同意書発行の手数料は一件につき2千円徴収している。又、家庭雑排水をそのまま流すことなく溜樹処理するよう条件を付けている。

1 開発行為に関係する公共施設の使用については必ず同意を得ること。

2 土地造成において土地改良施設に関係する行為は必ず事前に協議すること。

3 農業用排水路に隣接して開発行為を行う場合は水路への転落防止施設を必ず設置する事。

3. 経常賦課金

事務所別 経常賦課金	福 島	郡 山	白 河	会津若松	田 島	原 町	いわき	計
0～500円未満	5	10	2	5	5	2	0	29
500円以上～1,000円未満	1	10	1	7		8	2	29
1,000～1,500	4	4	2	8	1	6	3	28
1,500～2,000	0	2	3	5	1		5	16
2,000～3,000	3	2	3	6		1	3	18
3,000～4,000	2	1	1	4			1	9
4,000～5,000	0		1					1
5,000～6,000	1	1		1				3
6,000以上	1	1		2				4
計	17	31	13	38	7	17	14	137

経常賦課金を徴収していない土地改良区は町村一円を地区として役場の行政の一部として町村費をもって運営されている。500円～1,500円の賦課は全体の60%となっている。特に6,000円以上については水利費と維持管理費を合算して経常賦課金として徴収しているか、又は一部に償還賦課金を経常賦課金としているところが見受けられる。

4. 運営費助成

事務所別 運営費財政援助	福 島	郡 山	白 河	会津若松	田 島	原 町	いわき	計
0	2	16	5	14	4	3	13	57
300円未満		3		1			1	5
300円以上～500円未満	1	3		5	1	1		11
500～1,000	3	3		4		1		11
1,000～2,000	4	3	2	4		1		14
2,000～3,000	1	1	1	3		1		7
3,000～4,000	1	1	3	4	1	3		13
4,000～5,000						2		2
5,000以上	5	1	2	3	1	5		17
計	17	31	13	38	7	17	14	137

運営費の助成がない土地改良区が全体の41.6%と多く次に300千円～1,000千円が16%となっている。5,000千円以上については報告の中では詳細は解らないが農林漁業金融公庫資金の償還助成分と職員給の一部を運営費として助成している土地改良区が見受けられる。いわき管内は調査関係として40千円が一件のみでありこれは各種事業に対するいわき市独自の助成が行われているものと思われる。

## 土地改良区資料について

土地連では県内154土地改良区に対しその運営状況等を照会しましたが機能停止（有名無実）とその他数地区の土地改良区から報告がないため137地区について12月末日現在の集計をしました。その概要は次のとおりです。今後土地改良区運営の参考として預ければ誠に幸に存じます。

1. 面積、組合員数、役員

事務所別 内訳	土改区数	地区面積 <sup>ha</sup>	組合員数 <sup>名</sup>	理 事		監 事	
				組合員 <sup>名</sup>	員 外 <sup>名</sup>	組合員 <sup>名</sup>	員 外 <sup>名</sup>
福 島	17	22,233.36	29,131	222	16	59	1
郡 山	31	43,212.3	34,923	414	26	91	5
白 河	13	16,651.42	15,204	193	15	47	0
会津若松	38	37,161.8	31,739	410	20	118	1
田 島	7	3,008.4	4,408	112	3	20	0
原 町	17	23,815	23,319	230	15	53	0
いわき	14	8,854.19	9,251	144	13	41	3
計	137	154,936.47	147,975	1,725	108	429	10

役員について

員外理事は首長が理事長を兼務しているか地区が他町村に跨るため関係首長等が就任している。

2. 職 員

事務所別	福島	郡山	白河	会津若松	田島	原町	いわき	計
職員数（兼務を含む）								
0 名		2		9	1	1		19
1 名	3	12	1	3		4	4	27
2 名	2	5	3	6	4	3	5	28
3 名	4	2	5	9	1	2	3	26
4～5 名	3	5	2	4		2	2	18
6～8 名	4	3	2	6		3		18
9～10 名	1	1			1	2		5
10～15 名				1				1
15 名以上		1						1
計	17	31	13	38	7	17	14	137

職員数は市町村の兼務職員を含めた数字であり水利関係の土地改良区では兼務職員はない。郡山管内では郡山市以外で町村一円を地区とする土地改良区の殆どが市町村職員が兼務している。会津若松、いわき管内は兼務職員は少く独自の職員が従事している。田島管内では三土地改良区で合同事務所を設置している。

### 3. 将来に対する意向

- (1) 最近10ヶ年間の農業経営規模の変化
  - ①変化はない 17名 ②拡大した 2名 ③縮小した 9名 ④回答なし 1名
- (2) 今後の経営規模
  - ①現状のまま 24名 ②拡大したい 2名 ③縮小したい 2名
- (3) 拡大、又は縮小する場合の小作料
  - ①40,000円なら貸してもよい 1名 ②20,000円なら貸してもよい 2名
  - ③10,000円なら借りてもよい 2名 ④15,000円なら借りてもよい 2名 ⑤20,000円なら借りてもよい 1名
- (4) 貸借の条件はかなりバラツキがありますが次のような場合あなたは貸借を行いますか
  - ① 10町歩の水田を一括して耕作を頼まれたら
    - ①借ります 3名 ②借りません 24名 ③回答なし 2名
  - ② 小作料が反当70,000円もらえるなら
    - ①貸します 14名 ②貸さない 11名 ③回答なし 4名
  - ③ 小作料がただなら借りますか
    - ①借ります 10名 ②借りません 12名 ③回答なし 7名
  - ④ 10年後あなたの農地を耕作している人は誰だと思いますか
    - ①本人 8名 ②本人と生産組織 1名 ③息子孫 4名 ④息子孫と生産組織 1名
    - ⑤集落内農家 9名 ⑥生産組織 3名 ⑦よその集落の農家 1名 ⑧回答なし 2名

### 4. 農地を貸借することにどのような感じを持っていますか

- (1) 集落内に規模の極端に大きな者が出来ることは好ましくない
  - ①はい 14名 ②いいえ 24名 ③回答なし 2名
- (2) 所有している機械が無駄になる
  - ①はい 14名 ②いいえ 11名 ③回答なし 4名
- (3) 他人が耕作すると農地が荒れる
  - ①はい 7名 ②いいえ 18名 ③回答なし 4名
- (4) 年金の受給に問題が起きる
  - ①はい 5名 ②いいえ 21名 ③回答なし 3名
- (5) 相続税が高くなるのが心配
  - ①はい 10名 ②いいえ 16名 ③回答なし 3名

以上

## 地域農業の将来に関するアンケート調査より

本年9月全国土地改良事業団体連合会(全土連)の委託によりほ場整備実施地区のうち、会津東部ほ場整備事務所管内二集落29世帯についてアンケート調査を行いました。今後全土連において座談会の結果を踏まえて集計分析されることとしますのでその一部(営農形態保有機械を除く)を集計しましたので組合員の今後の指導資料にでもなれば幸に存じます。

記

### 1. 就業状況

- (1) 回答者の年齢
  - ①30歳以上40歳未満 5名 ②40歳以上50歳未満 12名 ③50歳以上60歳未満 8名
  - ④60歳以上 3名 ⑤回答なし 1名
- (2) 農業専従者
  - ①本人 2名 ②親 4名 ③本人と妻 3名 ④息子妻 2名
  - ⑤妻 5名 ⑥息子 1名 ⑦いない 12名 ⑧回答なし 1名
- (3) 農繁期に家族で手伝う者
  - ①親 1名 ②親妻 1名 ③妻息子 2名 ④息子娘 3名 ⑤妻 4名
  - ⑥息子 4名 ⑦娘 2名 ⑧いない 6名 ⑨回答なし 6名

### 2. 経営規模

- (1) 農地の所有面積
  - ①4町以上 3名 ②3町以上 5名 ③2町以上 12名 ④一町以上 7名
  - ⑤1町未満 1名 ⑥回答なし 1名
- (2) 農地の貸借
  - ①貸している 1名(1反) ②借りている 13名(7町6反1セ)
- (3) 水田の小作料
  - ①30,000円 1名 ②35,000円 4名 ③37,000円 2名 ④40,000円 2名
  - ⑤50,000円 1名 ⑥玄米二俵 1名 ⑦回答なし 2名
- (4) 農地の貸借の方法
  - ①無届 4名 ②役場農業委員会に届出 8名 ③回答なし 1名
- (5) 水稲作の受委託
  - ①委託している 4名 ②受託している 5名
  - ③受委託はしていない 9名 ④回答なし 11名
- (6) 受託している内容
  - ①耕起 1名 ②田植・刈取 1名 ③田植乾燥調整 1名
  - ④乾燥調整 1名 ⑤回答なし 1名
- (7) 委託している内容
  - ①全作業 1名 ②乾燥調整 2名 ③施肥、防除以外の全作業 1名

# 会津東部農業基盤整備事業概要

## 目 的

本地域は、会津地方の東端に位置し、東・北・西の三方を磐梯、吾妻、安達太良山系の山並によって囲まれ、南は猪苗代湖に面した約三、〇〇〇ヘクタールの平坦な水田地帯である。地域のほ場条件は、区画が狭小のうえ、用排水路の老朽化が著しく、農道も狭く、排水不良となっており、近代農業経営の大きな阻害要因となっている。

また、猪苗代湖周辺は、現在、会津フレッシュリゾート、磐越自動車道等の進展により、開発が進んでいるため農業サイドにおいても、地域の特性を生かした農業の展開を図る必要に迫られている。

このため、湖岸北部地域一体で本土地改良事業の取り組みを行い、水田農業の体質強化を図りながら、地域農業の振興に寄与するものである。

## 事業地域の沿革

●明暦三年（一六六〇年）  
上山下水堰開削

【三湖の総有効貯水量】

Σ Q 一億六千二百万 t

●延宝三年（一六七五年）

保科藩家老友松勘十郎氏

興長瀬川堰・土田用水堰開削

●明治十一年一月

安積疏水事業の着工

●明治二十一年七月一日

磐梯山の噴火

●明治三二年

耕地整理法発布

●明治三五年〜昭和二年

耕地整理事業実施

●大正五年一〇月二七日（一九一六年）

長瀬川筋の三用水堰（土田・上山下・長瀬川）普通水利組合と東京電燈株式会社間で『自然流下協定書』を交換す

●昭和九年一月（一九三四年）

長瀬川筋各用水堰と東京電燈株式会社間で『分水協定書』を交換す

●昭和十二年一月

小野川発電所完成

●昭和十六年一月

秋元発電所完成

●昭和二十一年一月

沼倉発電所完成

●昭和二十四年六月

“土地改良法”の制定

●昭和二十六年〜昭和三五年

旧区画整理事業の実施（積雪寒冷単作地帯農業土木振興事業）

●昭和三十六年六月

“農業基本法”の制定

●昭和四二年三月

県営かんがい排水事業土田堰地区竣工

●昭和五八年三月

県営かんがい排水事業長瀬川地区竣工

●昭和五八年四月

大規模ほ場整備調査計画実施

●昭和六〇年一〇月

県営ほ場整備事業地区調査申請

●昭和六二年四月

県営ほ場整備事業下堰地区採択

●昭和六三年四月

県営ほ場整備事業土田堰地区採択

●昭和六三年四月

県営ほ場整備事業翁島地区採択

●昭和六三年四月

大規模生産性農地整備プロジェクト認定（下堰、土田堰、翁島地区）

●昭和六三年四月

県営ほ場整備事業下堰地区採択

●昭和六三年四月

県営ほ場整備事業土田堰地区採択

●昭和六三年四月

県営ほ場整備事業翁島地区採択



●昭和六三年四月

県営かんがい排水事業土田下堰地区採択

●平成元年四月

県営ほ場整備事業長瀬川地区採択

●平成元年四月

県営ほ場整備事業下館地区採択

●平成元年四月

県営土地改良総合整備事業三郷地区採択



猪苗代町県内一級河川改修計画

河川名	地区名	実施年度	改修延長	備考
高橋川	翁島	H2~	L = 3,000	B = 23.4 42.4
長瀬川	長瀬川 下堰、中小松	H3~	L = 6,700	B = 170
観音寺川	長瀬川		L = 600	B = 11.3
聖川	下館		L = 280	砂防指定 B = 4.0
準用河川				
宮川	翁島	H元~	L = 1,500	排特施工
小黒川	土田堰	H元~	L = 1,200	"
新田掘川	下堰	H2~	L = 1,500	"
菱沼川	長瀬川	H3~	L = 2,900	"

道路建設計画

種別	延長	
高速道	8,400	
国道	10,500	2カ所 R49 R115
県道	5,500	4カ所
町道	29,500	25カ所
JR踏切	19カ所	

交通対策につながるJRの踏切一  
九箇所の整備も関連公共事業として、  
促進しております。  
その他、水道、電力柱、電話柱、  
文化財等の整備についても向上させ  
ているのではないかと考えられます。  
最後になりましたが、会津フレッ  
シュリゾート計画推進についても、  
野口記念会館周辺の三城瀉開発問題  
の協議・調整等に関係しており、重  
要な責務がございます。  
又、ソフト面での対策として、湖  
岸サイクリングロード約一〇km建設  
計画を目玉とする、土地改良関連生  
活環境整備事業があり、豊かな自然  
を残すは場整備にも心がけていると  
ころであります。

計画地区概要

事業名	地区名	受益面積 (ha)	着完年度	全 体		備 考
				事業量 (ha)	予想事業費 (千円)	
県 営 ほ 場 整 備 事 業	1 下 堰	207	S62~	207	1,689,000	
	2 土 田 堰	264	S63~	264	2,247,000	
	3 翁 島	203	S63~	203	1,917,000	
	4 長 瀬 川	382	H1~	382	2,918,000	
	5 下 館	98	H1~	98	707,000	
	6 下 堰 北	243	H3~	243	2,147,000	
	7 下 堰 東	50	H3~	50	460,000	
	8 盤 南	200	H5~	200	1,800,000	
	9 中 小 松	80	H2~	80	688,000	
	10 八 幡	140	H4~	140	1,260,000	
	11 釜 養	70	H4~	70	630,000	
	12 翁 島 中央	110	H2~	110	935,000	
	13 釜 揚	70	H5~	70	630,000	
	14 土 田	147	H6~	147	1,330,000	
	15 山 瀉	90	H6~	90	810,000	
計	15	2,354		2,354	20,168,000	
県営かんがい 排 水 事 業	16 土田下堰	1,602	S63~	用水路 10km	1,368,000	
	計	1	1,602		1,368,000	
県営土地改良 総合整備事業	17 見 祢	85	H2~	用排水路 農道他	260,000	
	18 金 曲	63	H3~	"	130,000	
	19 三 郷	141	H1~	"	324,000	
	計	3	289		714,000	
合 計	19 地区				22,250,000	

農業外効果について

当管内は福島県のほぼ中央にあたり、会津の東玄関に位置しております。秀峰磐梯山と天鏡猪苗代湖を抱えた湖岸北部の約三、〇〇〇haの田園地帯の内、約二、四〇〇haを大型ほ場に整備し自立出来る観光地農業の基盤づくりを目指して事業を推進しているところであります。

農地は、裏磐梯三湖を水源とする単独水系内にあり、標高五二〇〜六〇〇mの積雪寒冷地で、排水不良の水田単作地帯となっております。現在、平成一五年完了を目途とし、本事業が着工以来四年目を迎えておりますが、立ち遅れた農業基盤整備の積極的な推進により、約六〇〇haの大型ほ場が整備されることになり、整備率は昭和六二年の一八・七%から三七%に高まり、関係農家の皆様方から大変喜ばれているところであります。

農業基盤整備事業制度研究会のテーマとなっている農業外効果について、事業実施サイドから見た観点で、ご説明いたしたいと思います。管内には、七二集落の中に一、七

八〇戸の農家がありますが、専業農家がわずか六%足らずで、例にもれず混住化が進んでおります。

ほ場整備を町全域で取り組んでいるため、都市計画と同じ機能を持つ町づくりをしている感じが強く、さらには、土地利用の秩序化維持形成に寄与し、豊かな自然と調和のある健全な地域開発の先導的役割を担っているのではないかと考えております。

細部について具体的に申し上げますと、まず福島国体に向けての高速交通体系の整備である磐越自動車道建設約八kmに対する農地約五〇haの協力があげられます。

次に、町の下水道普及率が一五・六%と低いことから、地理的条件が加味されて、農業用排水路が地域排水機能を果たしていると思われま

又、ご承知のとおり、昨年の一三号台風のツメ跡は大変ひどかったのですが、治水対策として、関連事業八河川約一八kmの河川改修も取り組んでおります。

ほ場整備に関連して、国道二路線一〇km、県道四路線六km、町道二五本三〇km等の道路網整備に対しても役立っていると考えています。

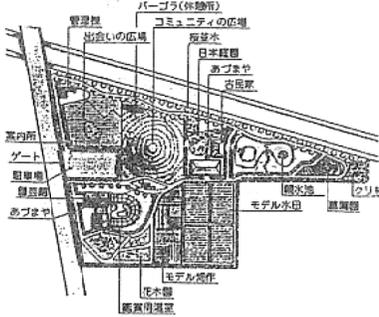
### 土地改良関連生活環境整備事業



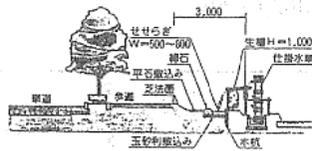
農業広場 (図中㊸)



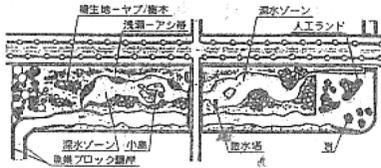
モデル農園 (図中㊹)



ふるさとの小川



魚類保全水路



## 編集子

会員の皆様あけましておめでとございます。

希望に満ちたあたらして年を迎えられたこととお慶びいたします。

当連絡協議会も五二年二月設立以来一五年目迎えることが出来ました。これ備に会員各位のご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

新年にふさわしい編集に心がけて会員の方々には例年同様寄稿をお願いしましたが中々思うようになりません。今後土地改良施設の管理運営が重要視されることから本年度の県外研修を始めとして施設の他目的的使用及び管理に対する損害賠償の実例、土地改良区の役員数、経常賦課金運営費財政援助の状況を農地事務所管内毎の集計と併せて土地改良区の運営について一考察を試みました。現在実施されているほ場整備事業施行時における受益者の地域農業についての考え方を参考にして下さい。会員名簿に今回新たに自宅電話番号を入れましたのでより一層の活用を図られることを願います。